

瀬戸市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年6月30日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第19号

瀬戸市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市個人情報保護条例施行規則（平成6年瀬戸市規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>(要配慮個人情報)</u></p> <p><u>第1条の2 条例第2条第2号の実施機関が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。</u></p> <p><u>(1) 次に掲げる心身の機能の障害があること。</u></p> <p><u>ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害</u></p> <p><u>イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害</u></p> <p><u>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）</u></p> <p><u>エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1</u></p>	

項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

(個人情報取扱事務の届出)

第3条 <省略>

2 条例第8条第1項第6号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)から(5)まで <省略>

3から5まで <省略>

(個人情報取扱事務の届出)

第3条 <省略>

2 条例第8条第1項第5号に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)から(5)まで <省略>

3から5まで <省略>

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第3条関係）

個人情報取扱事務登録簿				
実施機関				
担当課		登録番号		
事務の名称				
事務の目的及び法的根拠	法令の名称（ ）			
対象者の範囲				
個人情報 の記録項目	1 基本的事項	2 心身	4 経済活動	5 生活
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人番号 ・ 氏名 ・ 住所 ・ 性別 ・ 生年月日 ・ 電話番号 ・ 国・本籍 ・ 続柄 ・ 親族関係 ・ 婚歴 ・ 転出入 ・ 出生・死亡等 ・ 在留資格 ・ 旅券 ・ 後見・保佐 ・ ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康状態 ・ 病歴 ・ 障害 ・ 身体的特徴 ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入 ・ 財産 ・ 納課税 ・ 金融機関 ・ 取引状況 ・ 負債 ・ 破産 ・ 支出 ・ ・ ・ ・ ・ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭状況 ・ 居住状況 ・ 趣味・嗜好 ・ 交際 ・ 各種相談 ・ 公的扶助 ・ ・
	3 社会的地位			6 条例第7条第2項該当事項
	要配慮個人情報の有無（有・無）			
個人情報収集先	1 本人 2 本人以外 (1) 第1号 法令等に定めがある（根拠法令 ） (2) 第2号 本人同意 (3) 第3号 緊急性 (4) 第4号 公知情報 (5) 第5号 本人収集困難 (6) 第6号 公益等（審議会 年 月 日 答申第 号 本人以外収集【類型】 番）			
記録形態	1 文書 2 図面 3 写真等（スライド・マイクロフィルム） 4 電磁的方式（ ）			
目的外利用、外部提供、外部委託の有無	1 目的外利用 2 外部提供 3 外部委託			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。